

瀬戸の里 利用料金表

介護保険給付対象サービス

平成29年4月1日から適用(単位 円/日)

介護保険	要介護度		1	2	3	4	5	介護保険制度入居者	
	介護サービス費		5470	6140	6820	7490	8140		
	自己負担額 (1割)		547	614	682	749	814		
	自己負担額 (2割)		1094	1228	1364	1498	1628		
居住費・食費 減免区分	基準	居住費	840				第1段階～第3段階の補足給付を行う際の基準 朝食380円 昼食500円 夕食500円		
		食費	1380						
	第1段階	居住費	0				本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者		
		食費	300						
	第2段階	居住費	370				本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人		
		食費	390						
	第3段階	居住費	370				本人および世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人		
		食費	650						
	第4段階	居住費	利用者と施設の契約による金額ですが、基準額と同額とします。					第1段階～第3段階以外の方	
		食費							

共通加算	日常生活継続支援加算	36	入所者のうち要介護度4・5の割合が70%以上、又認知症自立度がⅢ以上の割合が65%以上
	看護体制加算 I	4	常勤の看護師を1名以上配置している
	看護体制加算 II	8	常勤換算で看護職員を入居者25名に対し1名以上、かつ、基準+1名以上。24時間の連絡体制を確保
	夜勤職員配置加算(I)	13	人員基準+1名以上の介護職員を配置
	栄養マネジメント加算	14	管理栄養士を1名以上配置。栄養ケア計画を作成し、入居者の栄養管理を行う
	口腔衛生管理体制加算	30/月	歯科医師・歯科衛生士により、介護職に口腔ケアに係る技術的助言指導が月1回以上行われている場合
	精神科医療養指導加算	5	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合
	介護職員処遇改善加算		介護保険サービス費(加算含む)×国基準の介護老人福祉施設の加算率
該当する項目が加算されます	初期加算	30	入居日から30日間のみ算定(30日以上入院ののち、退院した場合も適用)
	入院・外泊時加算	246	外泊、入院した場合(入院、外泊時最大6日間に限る。月をまたぐ場合12日間を限度)
	療養食加算	18	主治医より疾病治療の手段として発行された食事箋に基づき療養食提供
	看取り加算 I	144	常勤の看護師を1名以上配置、24時間連絡体制。看取りに関する指針・研修必須。個室または静養室。死亡日前 4～30日
	看取り加算 II	680	死亡日 2～3日
	看取り加算 III	1280	死亡日 当日

- ・上記は介護サービス費の1日の価格です。介護保険負担割合証により負担割合は異なります。(居住費、食費を除く)
- ・2割負担者の場合、月々の負担の上限が設定されています。1か月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、申請により超えた分が払い戻されます。
- ・世の中の動向や人員配置等により、加算が増減する事もあります。ご了承下さい。

